

2004年2月5日

日本教育サービス産業振興会 御中

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

理事長 長尾治助

連絡先 〒604-8106

〒604-8186

京都市中京区烏丸御池東入アーバネックス御池ビル東館6階 御池総合法律事務所内

電話 075-222-0011 FAX 075-222-0012

弁護士長野浩三（理事・事務局長）

申入書

当NPO法人は、消費者契約に関する調査、研究、救済、支援事業等を通じて消費者の権利擁護を目的とする、消費者、消費生活相談員、学者、司法書士、弁護士らで構成しているNPO法人です。

当NPO法人は、貴振興会が加盟販売会社に対して推奨している、契約の合意解約における解約損料に関して検討しましたので、その検討結果を基に、貴振興会に対し、下記のとおり申し入れます。

第1 申入の趣旨

- 1 貴振興会が加盟販売会社に対して推奨している、合意解約の場合の業界標準損料について、その算出の根拠を明確に示すことを求める。
- 2 標準損料表に基づく上記合意解約の場合の業界標準損料の予定は、消費者契約法第9条1項に規定された当該事業者が生ずべき「平均的損害」を上回るものと考えられ、消費者契約法第9条1項に抵触する不当な条項であり、当該条項の推奨を直ちにやめることを求める。
- 3 また、本申入に対する貴振興会の対応について文書で回答されたい。

第2 申入の理由

1 消費者契約法の施行

2001年4月1日、事業者と消費者との契約について消費者を保護すべく消費者契約法が施行された。同法第8条ないし10条は、交渉力に格差があり、消費者の利益を一方的に害する契約条項が使用または推奨されることが多くあり、これが消費者トラブルとなっていることから、これらの不当条項は無効である旨を定めている。

そして、同法9条1項で、合意解約を含めて消費者契約の解除する場合の損害賠償の予定や違約金を定める規定について、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える部分を無効としている。

2 不明な標準損料表の算出根拠

貴振興会は加盟販売会社に対して、契約された商品の合意解約にあたっての損料について、基本標準損料表を示し、①ビジュアル教材、②アート商品、③資格取得教材等、④宝飾品を目的商品とする契約について、標準損料の算定方法を定めて、これを推奨している。

しかしながら、基本標準損料表がいかなる算定根拠によって定められ、これが消費者契約法第9条1項によって無効とはならない「平均的損害」の範囲となるか全く不明である。「平均的損害」は、事業者団体である貴振興会において知ることができるものであり、推奨している標準損料が「平均的損害」の範囲内であることは貴振興会において立証すべきものである。

貴振興会が加盟販売会社に対して推奨している、合意解約の場合の業界標準損料について、その算出の根拠を明確に示すことを求めるものである。

3 各標準損料の取扱と平均的損害

貴振興会が推奨している標準損料の取扱では、①ビジュアル教材、②アート商品、③資格取得教材等、④宝飾品について全く同じ標準損料表を使用して算出している。しかし、これら4種の商品はそれぞれ異なる商品特性や販売状況があると考えられる。ビジュアル教材や資格取得教材は、資格講座その他の継続的役務提供契約の関連商品として販売されることが多いと考えられ、各講座の継続期間によって随時使用され、これとは無関係に7か月で50%、15か月で90%の損料が通常発生するとは考えられない。また、アート商品、宝飾品は、販売時に真に販売価格の価値を有していれば、時の経過によって大きくその価値が減じるものとは考えられず、標準損料表の損料は過大である。

標準損料表に基づく上記合意解約の場合の業界標準損料の予定は、消費者契約法第9条1項に規定された当該事業者が生ずべき「平均的損害」を上回るものと考えられ、同法第9条1項に抵触する不当な条項にあたり、当該条項の推奨を直ちに止めることを求めるものである。

4 以上のとおり、本申入をする次第である。